

# 滋賀県感染症対策連携協議会 について

---

令和5年7月6日

滋賀県健康医療福祉部 健康危機管理課

## 設置目的

本県の感染症健康危機管理対策について、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後、新たな感染症等の発生及びまん延にも備えるため、改正感染症法に基づき、関係機関連携による平時からの取組の推進を目的とした、「滋賀県感染症対策連携協議会」を設置する。

### <参考1> 感染症法の改正趣旨（令和4年12月9日改正感染症法公布に伴う厚労省通知）

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずるもの

### <参考2> 都道府県連携協議会（同上）

都道府県に管内の保健所設置市区、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関その他関係機関（高齢者施設等の関係団体等）からなる都道府県連携協議会を組織することとする等、平時から関係機関間の連携を図るとともに、感染症発生時・まん延時においては、必要な協議を行うよう努めるものとする等、関係機関間における感染症発生・まん延時の対応に関する枠組の構築を推進する。

⇒従来より、県の新型コロナウイルス感染症対応について協議を行っていた「滋賀県新型コロナウイルス感染症対策協議会」構成員に参画いただくと同時に、国指針等を踏まえ、必要な構成員を追加する等により協議会を組織

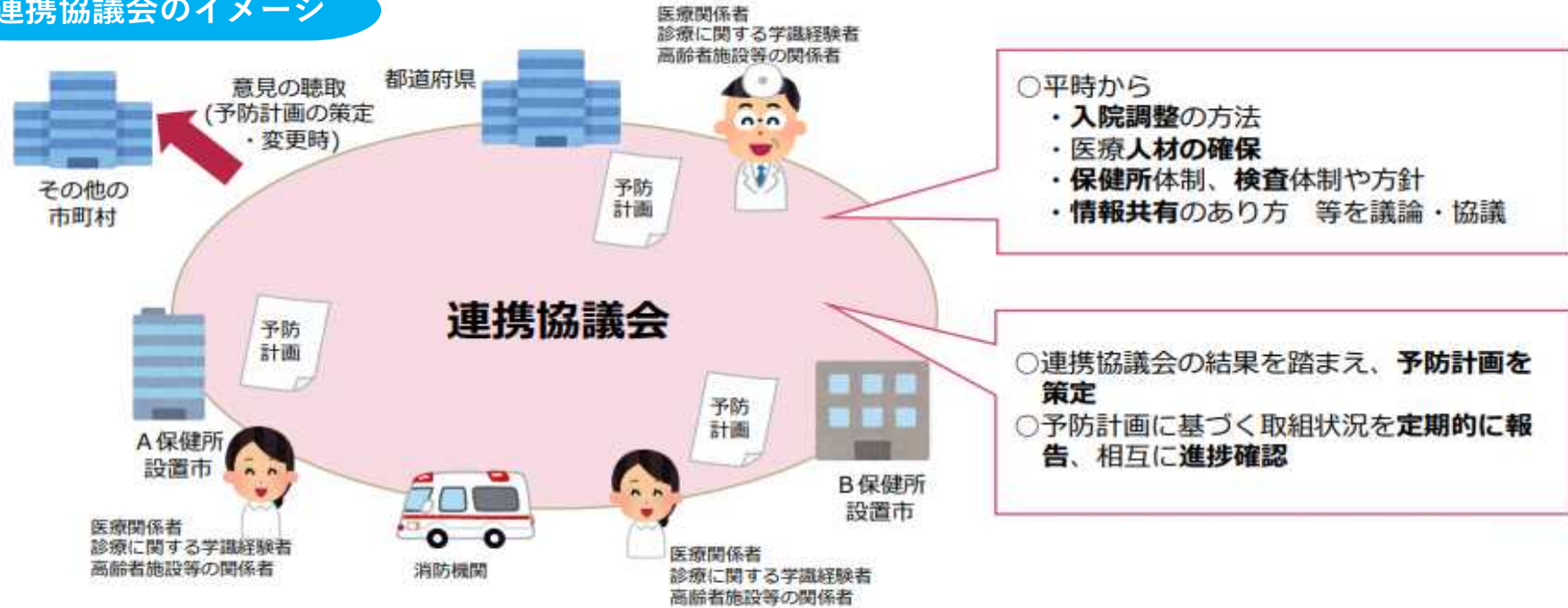
## 協議事項

本協議会では、国の指針等を踏まえ、感染症健康危機管理対策に係る次の事項について協議を行う。

- (1) 感染症の予防計画に関すること
- (2) 感染症の発生の予防及びまん延の防止に必要な事項に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

# 役割

## 連携協議会のイメージ



(注) 連携協議会の枠組みのほか、都道府県の総合調整権限の強化や保健所設置市・特別区への指示権限を創設。感染症発生・まん延時において、都道府県が迅速な対策や管内の一元的な対策の実施など必要がある場合に権限を発揮できるようにした。

新型インフルエンザ等感染症等に係る発生の公表が行われたときは・・・

連携協議会を開催し、必要な対策の実施について協議するよう努めるものとする（感染症法第10条の2第3項）

## 全体をまとめる場

役割

- ・各論点毎の議論する場における議論の共有等
- ・予防計画の決定

構成員

ア)都道府県、イ)保健所設置市区、ウ)感染症指定医療機関、エ)診療に関する学識経験者の団体、オ)消防機関、カ)その他の関係機関  
 → その他の関係団体は議題に応じ、高齢者施設の関係団体や障害者施設の関係団体等は議題に応じて都道府県の裁量で参加していただく。

令和5年2月9日  
 厚生科学審議会感染症部会資料  
 「改正感染症法について  
 (令和5年4月1日施行分)」

開 催 頻 度

最低年1回開催

設 置 時 期

令和6年度の予防計画策定に向けた議論に間に合う時期

## 構 成 員

本協議会については、改正感染症法に基づく国指針等に沿って、次の構成員とする。  
(必要に応じてオブザーバー参加あり)

区 分	所 属	区 分	所 属
都道府県	滋賀県	関係団体	一般社団法人滋賀県医師会
保健所設置市	大津市		一般社団法人滋賀県病院協会
医療機関	第一種感染症指定医療機関		一般社団法人滋賀県歯科医師会
	第二種感染症指定医療機関		一般社団法人滋賀県薬剤師会
	滋賀県立総合病院		公益社団法人滋賀県看護協会
学識経験者	滋賀医科大学		一般社団法人滋賀県老人福祉施設協議会
消防機関	消防長会		滋賀県介護サービス事業者協議会連合会
			滋賀県児童成人福祉施設協議会
			公益社団法人滋賀県臨床検査技師会
			市長会
			町村会
		保健所長会	